

四半期報告書

(第107期第2四半期)

自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日

丸全昭和運輸株式会社

(E04178)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況 10

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13

2 株価の推移 13

3 役員の状況 13

第5 経理の状況 14

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	15
(2) 四半期連結損益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19

2 その他 26

第二部 提出会社の保証会社等の情報 27

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第107期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）
【会社名】	丸全昭和運輸株式会社
【英訳名】	Maruzen Showa Unyu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 正剛
【本店の所在の場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045（671）5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区南仲通二丁目15番地
【電話番号】	045（671）5879
【事務連絡者氏名】	経理部長 石川 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期 第2四半期連結 累計期間	第107期 第2四半期連結 会計期間	第106期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
営業収益（百万円）	49,357	24,675	97,492
経常利益（百万円）	1,865	724	4,602
四半期（当期）純利益（百万円）	1,219	547	2,757
純資産額（百万円）	—	53,338	53,764
総資産額（百万円）	—	98,098	100,396
1株当たり純資産額（円）	—	586.88	590.96
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	13.46	6.04	30.42
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	11.86	5.33	27.34
自己資本比率（%）	—	54.22	53.36
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	2,214	—	3,564
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,632	—	△4,948
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,454	—	△1,939
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	10,840	12,547
従業員数（人）	—	3,391	3,156

（注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の移動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	2,299
構内作業及び機械荷役事業	903
その他事業	189
合計	3,391

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	1,277
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の営業品目は広範囲かつ多種多様であり、同種のサービスであっても、その内容等は必ずしも一様ではなく、同一形態をとらないサービスも多いため、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3. 財政状態及び経営成績の分析」（1）業績の状況における事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融不安により、株価は大幅に下落し、為替も円高が進行しました。このような経済環境のなか、原油、原材料価格の高騰、輸出の減少、設備投資の抑制などにより企業収益は悪化し、景気の減速感が一段と高まりました。

一方、物流業界におきましても、企業間競争が激化するなか、消費関連貨物は個人消費の大幅な落ち込みを主因として減少し、生産関連貨物も総じて低調に推移しました。また、建設関連貨物も公共投資の減少に加え、マンション・住宅の建設需要の低迷を受けて減少したため国内貨物輸送量は減少基調となり、さらに燃料価格の高騰も続いたため非常に厳しい状況となりました。

このような経営環境のなかで、当社グループは「第一次中期経営計画」「第二次中期経営計画」に引き続き、平成18年度を初年度とする3か年にわたる「第三次中期経営計画」の最終年度にあたり、本計画の目標であります連結売上高1,000億円超の達成を目指し、全社員が一丸となり、景気の減速感があるなかでも攻めの営業で売上の拡大に取り組んでまいりました。

セグメント別の営業状況につきましては、次の通りであります。

<物流事業>

貨物自動車運送事業については、関東地区では輸出用フォークリフトの取扱い増加や官庁関連の重量品輸送の新規受注、日用雑貨品取扱いの新規受注があり、またアルミ製品や高級セメントの取扱い増加がありました。中部地区では石油化学製品の取扱い増加があり、関西地区では化成品の取扱いが増加となりました。

港湾運送事業については、関東地区でフィルム関連製品や青果物の取扱い減少がありましたが、フォークリフトの輸取出扱いや建設機械部品の輸入取扱いが増加しました。

倉庫業については、関東地区では日用雑貨品取扱いの新規受注による保管業務の増加や精密機械の受注があり、中部地区では石油化学製品や自動車装備品、特殊化学品等の取扱いが増加しました。関西地区では電化製品の取扱が増加しました。

鉄道利用運送業については、関東地区での化成品原料の取扱い作業が終了となりました。

その他の物流付帯事業については、梱包収入では鋼板梱包作業の取扱いが増加となりました。外航船収入では中近東への大型プロジェクトが終盤を迎え、荷捌収入では関東地区でのアパレル関連の取扱いが増加となりました。

その結果、物流事業の売上高は19,880百万円となりましたが、営業利益は、3PL事業の拡販に伴うシステム費用の増加、燃料費を主とする総コストの上昇、さらに新規業務における初期稼働費用が増大し、287百万円となりました。

<構内作業及び機械荷役事業>

構内作業については、中部地区では建材品やコイル等鋼鉄材の取扱い作業が減少し、関西地区では日用雑貨品の取扱い作業が減少しました。成田地区では飲料関連の作業が減少しました。

機械荷役事業については、案件の増加がわずかにとどまりました。

その結果、構内作業及び機械荷役事業の売上高は3,724百万円となり、営業利益は202百万円となりました。

<その他事業>

建設業については、移設工事の継続的受注があり、地代収入については、関東地区で新規契約があり、人材派遣事業については、既存業務からの契約移行等がありました。

その結果、その他事業の売上高は1,069百万円となり、営業利益は245百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の経営成績につきましては、売上高は24,675百万円、営業利益は736百万円、経常利益は724百万円、そして四半期純利益は547百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、当第1四半期連結会計期間末より488百万円減少し、10,840百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は920百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益972百万円、減価償却費899百万円の計上はあったものの、仕入債務の減少額243百万円、退職給付引当金の減少額143百万円、賞与引当金の減少額436百万円、利息の支払額60百万円を反映したものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,501百万円となりました。

これは、主に物流拠点の拡充として、神奈川県相模原市及び茨城県笠間市の新倉庫建設並びに神奈川県横浜市の自動車整備工場の新設にともなう有形固定資産の取得による支出額1,272百万円を反映したものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は73百万円となりました。

これは、主に借入金の増加額77百万円を反映したものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

《当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入について》

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第127条第2号）の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成20年6月27日開催の第106期事業年度に係る定時株主総会の議案として上程し、株主の承認を得た上で導入いたしました。

1. 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取り組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流は公益に深く関わった事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取り組み強化、にあると考えております。

近年、物流業界を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、大型BID（入札制度）による3PL業者の選定等、物流市場における終わりの無い物流効率化への取り組みに加え、国内貨物輸送量の減少、燃料価格の高止まり、環境対応へのコスト負担等、多くの課題を抱えております。

このような変化に対応しつつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は、平成18年4月に、平成18年度からの3事業年度に関する第三次中期経営計画“MLP-1000計画”を策定し、連結売上1,000億円超の必達に向けた経営方針と重点施策を発表しております。中期経営計画は「ロジスティクス・パートナーの更なる進化をめざして」との副題をつけ、厳しい経営環境の中でもお客様第一主義を貫き、成長を継続させることを掲げております。

3. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組み

(1) 本プラン導入の目的

当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉を確保するために、本プランを導入するものであり、本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの内容

①本プランに係る手続き

イ. 対象となる大規模買付等

本プランは以下の (i) 又は (ii) に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められている手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

ロ. 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文書等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

ハ. 「本必要情報」の提供

上記ロ. の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社が別途定める手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

ニ. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の (i) 又は (ii) の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

- (i) 対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には、最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。

ホ. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記ニ. の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

- (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合
当社取締役会は、対抗措置の発動の決議を行うものとします。
- (ii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合
当社取締役会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、対応措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記へ、に定める手続きを行うものとします。
- (iii) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

へ. 株主意思の確認

当社取締役会は、上記ホ. (ii) に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

ト. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記ホ. の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

チ. 大規模買付等の開始

買付者等は、上記イ. からへ. に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

②本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記①ホ. に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記①ト. に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

③本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、原則として、第106回定時株主総会から平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4. 上記2及び3の取り組みについての取締役等の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記2及び3の取り組みが上記1の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、上記3(1)に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは第106回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で導入をいたしており、上記3(2)③に記載した通り、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分に反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、上記3(2)①に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3(2)③に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権の無償割当て時には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗処置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の拡充について完了したものは、次の通りであります。

・拡充

丸昭自動車工業株式会社（非連結子会社）の自動車整備工場移転については、前四半期連結会計期間末において継続中でありましたが、平成20年8月に完了し操業を開始しております。

尚、土地及び整備工場の建設代金は当社が負担し、賃貸しております。又、整備に必要な機械関係は丸昭自動車工業株式会社が資金を負担しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	197,000,000
計	197,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	98,221,706	98,221,706	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	98,221,706	98,221,706	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成17年12月5日取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,195,121
新株予約権の行使時の払込金額(円)	410
新株予約権の行使期間	自 平成18年2月1日 至 平成23年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 410 資本組入額 205
新株予約権の行使の条件	当社が本債券につき期限の利益を喪失した場合には、 以後本新株予約権を行使することはできないものとする。 また、各本新株予約権の一部については、行使請求 できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本新株予約権ま たは社債のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	98,221,706	—	9,117	—	7,842

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
丸全商事株式会社	横浜市中区長者町四丁目11番11号	8,229	8.37
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	6,095	6.20
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	4,517	4.59
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	4,516	4.59
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	4,510	4.59
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	3,368	3.42
株式会社寶組	東京都台東区上野一丁目18番6号	2,891	2.94
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,514	2.55
横浜振興株式会社	横浜市中区南仲通二丁目21番1号	2,207	2.24
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,111	2.14
計	—	40,961	41.70

(注) 1. 上記のほか、当社は自己株式を5,902千株所有しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,902,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 149,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 91,469,000	91,469	—
単元未満株式	普通株式 701,706	—	—
発行済株式総数	98,221,706	—	—
総株主の議決権	—	91,469	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 丸全昭和運輸株式会社	横浜市中区南仲通 二丁目15番地	5,902,000	—	5,902,000	6.00
(相互保有株式) 国際埠頭株式会社	横浜市中区豊浦町 3番地	149,000	—	149,000	0.15
計	—	6,051,000	—	6,051,000	6.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	329	380	354	348	348	353
最低 (円)	301	309	314	310	292	271

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,844	5,952
受取手形及び営業未収金	19,973	19,880
有価証券	3,013	4,612
未成工事支出金	63	4
貯蔵品	131	132
前払費用	831	544
繰延税金資産	677	596
その他	3,255	3,025
貸倒引当金	△45	△45
流動資産合計	33,746	34,703
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 22,516	※1 22,823
機械及び装置（純額）	※1 1,474	※1 1,519
車両運搬具（純額）	※1 1,342	※1 1,418
工具、器具及び備品（純額）	※1 101	※1 115
リース資産（純額）	※1 138	※1 —
土地	16,414	16,414
建設仮勘定	1,364	262
有形固定資産合計	43,352	42,554
無形固定資産		
のれん	※3 178	※3 213
その他	1,832	1,913
無形固定資産合計	2,011	2,126
投資その他の資産		
投資有価証券	13,348	15,423
長期貸付金	255	226
繰延税金資産	65	38
その他	5,505	5,500
貸倒引当金	△187	△178
投資その他の資産合計	18,987	21,011
固定資産合計	64,352	65,692
資産合計	98,098	100,396

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	9,544	9,986
短期借入金	10,084	15,756
未払金	855	970
未払法人税等	836	388
未払消費税等	231	138
未払費用	1,615	1,529
賞与引当金	1,297	1,172
役員賞与引当金	1	1
訴訟損失引当金	50	—
その他	547	748
流動負債合計	25,062	30,692
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	9,352	4,761
繰延税金負債	2,195	2,802
退職給付引当金	2,290	2,593
役員退職慰労引当金	11	3
その他	848	778
固定負債合計	19,697	15,939
負債合計	44,760	46,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,117	9,117
資本剰余金	7,848	7,847
利益剰余金	35,461	34,563
自己株式	△2,164	△2,159
株主資本合計	50,262	49,369
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,111	4,352
為替換算調整勘定	△182	△144
評価・換算差額等合計	2,929	4,208
少数株主持分	146	187
純資産合計	53,338	53,764
負債純資産合計	98,098	100,396

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業収益	49,357
営業原価	45,618
営業総利益	3,738
販売費及び一般管理費	※1 1,960
営業利益	1,778
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	169
持分法による投資利益	27
雑収入	94
営業外収益合計	306
営業外費用	
支払利息	179
雑支出	39
営業外費用合計	218
経常利益	1,865
特別利益	
固定資産売却益	298
貸倒引当金戻入額	3
特別利益合計	302
特別損失	
固定資産除売却損	25
訴訟損失引当金繰入額	50
その他	0
特別損失合計	75
税金等調整前四半期純利益	2,092
法人税、住民税及び事業税	766
法人税等調整額	157
法人税等合計	923
少数株主損失(△)	△50
四半期純利益	1,219

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

営業収益	24,675
営業原価	22,971
営業総利益	1,703
販売費及び一般管理費	※1 967
営業利益	736
営業外収益	
受取利息	8
受取配当金	7
持分法による投資利益	13
雑収入	47
営業外収益合計	77
営業外費用	
支払利息	84
雑支出	4
営業外費用合計	89
経常利益	724
特別利益	
固定資産売却益	273
貸倒引当金戻入額	2
特別利益合計	275
特別損失	
固定資産除売却損	18
訴訟損失引当金繰入額	8
その他	0
特別損失合計	27
税金等調整前四半期純利益	972
法人税、住民税及び事業税	131
法人税等調整額	328
法人税等合計	460
少数株主損失(△)	△35
四半期純利益	547

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	2,092
減価償却費	1,751
のれん償却額	15
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△303
受取利息及び受取配当金	△183
支払利息	179
持分法による投資損益 (△は益)	△27
固定資産除売却損益 (△は益)	△273
売上債権の増減額 (△は増加)	42
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△57
仕入債務の増減額 (△は減少)	△477
未払消費税等の増減額 (△は減少)	72
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△487
訴訟損失引当金繰入額	50
その他	127
小計	2,520
利息及び配当金の受取額	203
利息の支払額	△186
法人税等の支払額	△322
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,214
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,318
有形固定資産の売却による収入	41
無形固定資産の取得による支出	△253
貸付けによる支出	△41
その他	△61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,632
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△6,541
長期借入れによる収入	5,503
長期借入金の返済による支出	△43
自己株式の売却による収入	1
自己株式の取得による支出	△5
配当金の支払額	△369
少数株主への配当金の支払額	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,454
現金及び現金同等物に係る換算差額	△22
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,895
現金及び現金同等物の期首残高	12,547
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	189
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 10,840

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、丸全テクノパック㈱、丸全中部流通㈱、丸全関西流通㈱の3社は重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 24社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用(貯蔵品) 従来、最終仕入原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p>

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(3) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。 これによる、損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
一般債権の貸倒見積高の見積方法	<p>当第2四半期連結会計期間期末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
有形固定資産の耐用年数の変更	<p>当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を5～14年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より6～17年に変更しました。 この変更は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、現存資産の使用状況に合わせた耐用年数に変更したものです。 これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ19百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>
訴訟損失引当金	<p>平成15年(ワ)第3053号 工事代金請求事件については、平成20年10月24日に相手側との和解が成立したため、当社は、和解金50百万円を訴訟損失引当金として計上しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、48,498百万円 であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、47,327百万円 であります。</p>												
<p>2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)ワールド流通センター</td> <td style="text-align: right;">942百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td style="text-align: right;">166</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,109</td> </tr> </table>	(株)ワールド流通センター	942百万円	青海流通センター(株)	166	計	1,109	<p>2 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対 し、債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)ワールド流通センター</td> <td style="text-align: right;">997百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td style="text-align: right;">172</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,169</td> </tr> </table>	(株)ワールド流通センター	997百万円	青海流通センター(株)	172	計	1,169
(株)ワールド流通センター	942百万円												
青海流通センター(株)	166												
計	1,109												
(株)ワールド流通センター	997百万円												
青海流通センター(株)	172												
計	1,169												
<p>※3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記 載しております。</p> <p>なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">218百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> </table>	のれん	218百万円	負ののれん	39百万円	<p>※3 無形固定資産であるのれんと相殺した差額を記 載しております。</p> <p>なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">266百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table>	のれん	266百万円	負ののれん	52百万円				
のれん	218百万円												
負ののれん	39百万円												
のれん	266百万円												
負ののれん	52百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">284百万円</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td style="text-align: right;">634</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">130</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">41</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">763</td> </tr> </table>	役員報酬	284百万円	給料	634	賞与	130	退職給付費用	41	租税公課	38	減価償却費	67	その他	763
役員報酬	284百万円													
給料	634													
賞与	130													
退職給付費用	41													
租税公課	38													
減価償却費	67													
その他	763													

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)														
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">138百万円</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td style="text-align: right;">322</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">62</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>租税公課</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">364</td> </tr> </table>	役員報酬	138百万円	給料	322	賞与	62	退職給付費用	22	租税公課	22	減価償却費	34	その他	364
役員報酬	138百万円													
給料	322													
賞与	62													
退職給付費用	22													
租税公課	22													
減価償却費	34													
その他	364													

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
現金及び預金勘定	5,844百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券)	2,996
流動資産のその他に含まれる運用期間が3ヶ月以内の 信託受益権	2,000
現金及び現金同等物	10,840百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 98,221千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,585千株

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式
 新株予約権の目的となる株式の数 12,195千株
 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 5,000百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	369	4.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月10日 取締役会	普通株式	369	4.0	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(当第2四半期連結会計期間)

	(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及 び機械荷役 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	19,880	3,724	1,069	24,675	—	24,675
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	108	108	(108)	—
計	19,880	3,724	1,177	24,783	(108)	24,675
営業利益	287	202	245	736	(—)	736

(当第2四半期連結累計期間)

	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)					
	物流事業 (百万円)	構内作業及 び機械荷役 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	39,834	7,597	1,925	49,357	—	49,357
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	216	216	(216)	—
計	39,834	7,597	2,141	49,573	(216)	49,357
営業利益	1,008	425	345	1,778	(—)	1,778

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は事業の内容及びその相互関連性に基づき区分しております。

2. 各事業区分の主な事業の内容

事業区分	主要な事業内容
物流事業	貨物自動車運送事業、貨物自動車利用運送事業、一般港湾運送事業、港湾荷役事業、船内荷役事業、船運送事業、沿岸荷役事業、倉庫業、鉄道利用運送事業、通関業、梱包業、海上運送事業、内航海運業、内航海運利用運送事業、航空利用運送業、航空運送代理店業
構内作業及び機械荷役事業	工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸
その他事業	建設業、警備業、産業廃棄物処理業、不動産業、保険代理業、自動車整備業

3. 会計処理基準に関する事項の変更

「追加情報」に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、現存資産の使用状況に合わせるため、第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は「物流事業」で15百万円、「構内作業及び機械荷役事業」で3百万円、「その他事業」で1百万円減少し、営業利益はそれぞれ同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
海外売上高は、売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	586.88円	1株当たり純資産額	590.96円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	13.46円	1株当たり四半期純利益金額	6.04円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	11.86円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	5.33円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,219	547
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,219	547
期中平均株式数(千株)	90,643	90,639
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	0	0
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(0)	(0)
普通株式増加数(千株)	12,195	12,195
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年11月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・369百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・4円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成20年12月10日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 義則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 恒敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸全昭和運輸株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。